

富士フィルム共済会のみなさまへ

家族支援共済 健康応援プログラムのご案内

総合医療サポート

（短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型）【生命保険】+医療保険【損害保険】）

長期療養支援共済

（精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】）

職場復帰(三大疾病)サポート

（7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（II型）【生命保険】）

健康づくりサポート

新規加入・内容変更のお手続き：「Web申込システム」

加入内容確認：「みんなのMYポータル」

※「みんなのMYポータル」から「Web申込システム」へのアクセスが可能です。

未加入のみなさまへ

スマホやPCで制度内容等をご覧になれます。下記URLからみんなのMYポータルへログインください!ログイン後は、団体共通IDとパスワードを入力ください。

URL：<https://be4.meijiyasuda.co.jp/>
団体共通ID：a0000084
パスワード：ipja1425

ご加入されているみなさまへ

「配当金のお知らせ」や「ご加入内容のお知らせ」がスマホやPCで確認できます!

パスワード連絡ハガキを確認のうえ、専用WebサイトみんなのMYポータルへログインください!

加入者専用
二次元コード



新規加入・申込変更等はWebでお手続きください!

パンフレット内に「申込書兼告知書の記入・提出」に関する記載がありますが、「Web申込システムでのお手続き」と読み替えてください。

責任開始期(加入日) 2022年 3月 1日(火) (初回の給与控除は2022年2月からです)

申込締切日 2021年 11月 5日(金)

お問い合わせ先 富士フィルムビジネスエキスパート株式会社(FFBX) 保険サービスセンター
Eメール：bxhoken@fujifilm.com 電話：03-6300-6745 内線：8-511-323
受付時間：土日・祝日を除く10:00～15:00

※【契約概要】【注意喚起情報】はP29～P32に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

富士フィルム共済会

家族支援共済 & 健康応援プログラム

を、ご紹介します!

“家族支援共済”ってこんな制度です!!

POINT 1
お手頃な
掛金



POINT 2
剩余金が
生じた場合
配当金還付*



POINT 3
毎年1回
加入内容を
見直せる



*家族支援共済は1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(但し、総合医療サポート(損保分)、職場復帰(三大疾病)サポート、長期療養支援共済、健康づくりサポートについては配当金はありません)

こんにちは。
フジリンです。
家族支援共済の
しくみは覚えてるかな?



もちろん!
富士ファミリームグループの
スケールメリットを活かした
助け合いの制度だったよね。



だから
負担は控えめで
安心なんだよね!!

今年も内容変更が
できる
時期がきたね

配偶者とこどもも加入できるよ!
特に配偶者コースは、全部で3コースから、
ライフプランにあわせて
希望の保障額を選択できるんだ!!!



本人しか加入
できないのかな?



4

3つのコースの中から選べるよ!ぜひ検討してみよう!

本 人

配偶者
死亡・高度障害保険金(年金原資)

ボーナス併用 コース

800万円

年 金 コース

500万円

一 時 金 コース

280万円

選
択
で
き
ま
す

本人はボーナス併用コース・年金コース・一時金コースの3コースの中から選択できます。
配偶者は、本人の年金原資を上回らない範囲で800万円コース・500万円コース・280万円
コースの3コースから選択できます。

「こどもコース」

こども	年齢	死亡・高度障害保険金	
		280円 年齢・性別に問わらず一律	月額掛金
こども	3~22歳	400万円	181円 年齢・性別に問わらず一律
		258万円	

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2022年3月1日現在満39歳6ヶ月を超える40歳6ヶ月まで
更新時に該当する年齢区分が変わった場合、掛金は前年度と変わります。



5

家族全員で
※1もしもの場合に
備えられるから
安心だね。



※2退職後も
続けられるのは
うれしいよね!

※1 死亡・高度障害

※2 総合医療サポート(損保分)・長期療養支援共済は退職後は継続できません。詳しくは裏表紙の退職後制度一覧をご覧ください。

家族支援共済 & 健康応援プログラム

ご加入資格一覧

告知内容に関するお問い合わせ先

0120-661-320

受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

- ①制度内容
- ②ご加入にあたって
- ③契約概要と注意喚起情報

※新規加入や現在加入の制度を増額される場合は下記の加入資格および告知内容をご確認ください。一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ保険金額、入院給付金・保険金日額以内で継続できます。

加入対象	加入資格	加入の留意事項	告知内容	詳細ページ
家族支援共済	本人	富士フィルム共済会の会員で告知内容に該当し、2022年3月1日現在満17歳6ヶ月を超えて、満65歳6ヶ月までの方	●配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。 ●配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。 ●本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。 ●一時金コースと年金コース、ボーナス併用コースを重複して加入することはできません。いずれか一つのコースをお選びください。 ●こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。	本人【現在の就業状態】申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 配偶者・こども【現在の健康状態】申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 本人・配偶者・こども共通 【過去12ヶ月以内の健康状態】申込日(告知日)より起算して過去12ヶ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。
	配偶者	本人の配偶者で告知内容に該当し、2022年3月1日現在満17歳6ヶ月を超えて、満65歳6ヶ月までの方		〈別表〉 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
	こども	本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で告知内容に該当し、2022年3月1日現在満2歳6ヶ月を超えて、満22歳6ヶ月までの方		※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。
総合医療サポート	本人	富士フィルム共済会の会員で、告知内容に該当し、2022年3月1日現在満15歳6ヶ月を超えて、満65歳6ヶ月までの方	●配偶者・こども、親だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。 ●こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。 ●配偶者・こどもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。 ●本人が脱退した場合には、配偶者・こども・親は同時に脱退となります。 ●こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。 ●本人について、通常支払日数制限である700日に到達した場合は脱退となり、配偶者・こども・親についても同時に脱退となります。	本人【現在の就業状態】申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 配偶者・こども【現在の健康状態】申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 本人・配偶者・こども共通 【過去3ヶ月以内の健康状態】申込日(告知日)より起算して過去3ヶ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられています。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
	配偶者	本人の配偶者で告知内容に該当し、2022年3月1日現在満15歳6ヶ月を超えて、満65歳6ヶ月までの方		【過去2年内の健康状態】申込日(告知日)より起算して過去2年内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
	こども	本人のこどもで告知内容に該当し、2022年3月1日現在、満0歳から満22歳6ヶ月までの方 生保分のみの加入となります。		〈別表〉 心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症
	親	本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、告知内容に該当し、年齢が満60歳6ヶ月を超えて満85歳6ヶ月まで(2022年3月1日現在)の方です。 ただし、親のみのお申込みはできません。本人の親は本人(損保分)とセットで、配偶者の親は配偶者(損保分)とセットでご加入ください。	●基本にご加入の場合、オプションとして、「女性特約」「親介護特約」にご加入いただけます。オプションのみの加入はできません。 富士フィルム共済会の会員およびその配偶者、子ども、親以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。	申込日(告知日)より起算して過去5年内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。 【現在までの健康状態】公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。
健康応援プログラム	本人	富士フィルム共済会の会員で告知内容に該当し、2022年3月1日現在満17歳6ヶ月を超えて、満65歳6ヶ月までの方	●本人と配偶者が加入できます。配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。 ●リビング・ニーズ特約】余命6ヶ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。	本人【現在の就業状態】申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 配偶者【現在の健康状態】申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 本人・配偶者共通 【過去3ヶ月以内の健康状態】申込日(告知日)より起算して過去3ヶ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられています。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
	配偶者	本人の配偶者で告知内容に該当し、2022年3月1日現在満17歳6ヶ月を超えて、満65歳6ヶ月までの方(配偶者だけの加入はできません)		【過去2年内の健康状態】申込日(告知日)より起算して過去2年内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
サポー ト(三大疾 病)	本人	富士フィルム共済会の会員で告知内容に該当し、2022年3月1日現在満17歳6ヶ月を超えて、満59歳6ヶ月までの方	●本人のみの加入です。 ●病気やケガで働けない限り最長60歳(55歳~59歳の方は3年(所定の精神障害による就業障害の場合は5年、55歳~59歳の方は3年)が限度)までロングに補償。	【現在の就業状態】申込日(告知日)現在、病気やケガで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 【過去3ヶ月以内の健康状態】申込日(告知日)より起算して過去3ヶ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられています。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
	配偶者	富士フィルム共済会の会員で富士フィルム共済会と明治安田生命保険相互会社の合意した範囲に該当する方が有します。		【過去2年内の健康状態】申込日(告知日)より起算して過去2年内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
支長期療養	本人	富士フィルム共済会の会員本人で、告知内容に該当し、2022年3月1日現在満17歳6ヶ月を超えて満59歳6ヶ月までの方		【過去2年内の健康状態】申込日(告知日)より起算して過去2年内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
	本人	富士フィルム共済会の会員で富士フィルム共済会と明治安田生命保険相互会社の合意した範囲に該当する方が有します。		※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。 富士フィルム共済会の会員以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。
サブ健 康サポー ト	本人			健康づくりサポート ①P16 ②P16 ③P16

家族支援共済

〈子ども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】〉

意向確認【ご加入前のご確認】

家族支援共済は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします

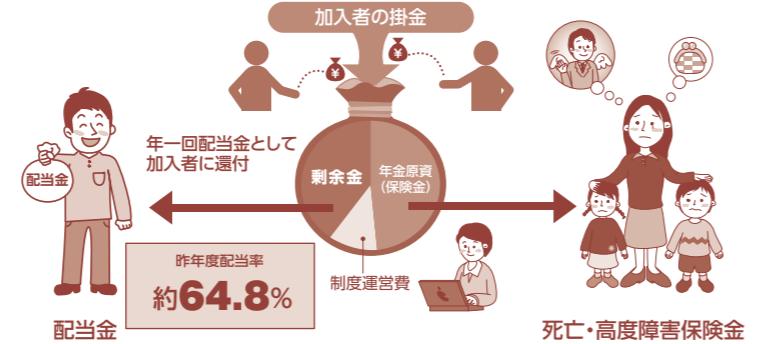
制度の仕組み

富士フィルム共済会員同士で助け合うしくみなんです!

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

3月1日 翌年2月末日

期間



万一(死亡)の場合は…



残されたご家族には大きな不安が…

「家族支援共済」があれば…

精神的不安を…

経済的不安を…

公的遺族年金の不足分を一定期間、安定して補います!!

ボーナス
×2回

月例給与
×12ヶ月

家族支援共済

公的
遺族年金

ライフガイドを提供します

残されたご家族の当面の不安である年金・税金関係を中心にお手伝いいたします。

その後も様々な相談が受けられます(MY生活応援ネット)

●24時間健康・医療相談

顧問医や看護師、保健師、管理栄養士などのヘルスアドバイザーが責任をもってご回答します(フリーダイヤル)。

●メンタルヘルス相談

1)電話相談(フリーダイヤル)
臨床心理士が電話にてカウンセリングを行います。

2)面談相談(年間5回まで無料、6回目から有料になります)
臨床心理士が1対1の面談によるカウンセリングを行います。

●FP相談

相談やライフプランについてFP技能士・CFP資格取得者がご遺族の疑問・相談に回答いたします。

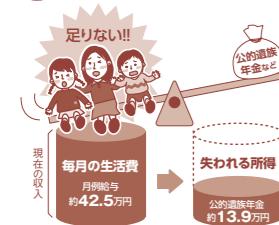
本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

家計収支推移表を提供します

ご家族のライフステージにおいて発生する諸費用(生活費用・教育費用等)および収入(遺族厚生年金・「家族支援共済」)のモデルを一覧表にてご提供します。

35歳の共済会員(配偶者+子ども2人)がB1コースにご加入していた場合

例えば 必要生活費 年金の50~75% - 公的遺族年金 = 生活費不足額



ボーナス給付 約18.4万円(年2回)

月額掛金(概算)	ボーナス掛金(概算)
男性 1,602円	男性 3,813円
女性 1,055円	女性 2,507円

×25年

受取総額
約3,275万円
(年金原資2,824万円)

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定期率、予定期死率、予定期事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※上記は「平成31年度 厚生労働省資金構造基本統計調査(産業別・企業規模別・性別)」を基に当社が算出しています。

※公的遺族年金額は実際の受取額は所得額や家族構成等により違います。

保障内容と月額掛金

本人

配偶者

子ども

※配偶者・子どもだけの加入はできません。
本人とセットでご加入ください。

ボーナス併用コース

保険金をボーナス時にも給付、現在の生活のリズムを守りながら、公的遺族年金の補完を目的とします

加入対象区分	年齢	受取期間	月額給付	ボーナス給付	受取総額	死亡・高度障害のとき		月額掛金(概算)	ボーナス掛金(概算)	
						死亡・高度障害年金原資(死亡・高度障害保険金)	男性	女性	男性	女性
A1 コース	18~35歳	25年	約7.7万円	約18.5万円	約3,248万円	死亡・高度障害年金原資(死亡・高度障害保険金) 2,800万円	1,580円	1,040円	3,832円	2,520円
	36~40	20	9.4	22.6	3,175		2,000	1,720	4,848	4,168
	41~45	15	12.2	29.4	3,095		2,700	2,060	6,544	4,992
	46~50	10	17.9	43.1	3,021		3,940	3,000	9,552	7,272
	51~55	7	29.1	38.0	2,979		6,923	4,853	9,120	6,395
	56~60	5	40.3	52.6	2,949		10,534	6,440	13,875	8,485
	61~65	5	40.3	52.6	2,949		16,468	8,740	21,695	11,515

加入対象区分	年齢	受取期間	月額給付	ボーナス給付	受取総額	死亡・高度障害のとき		月額掛金(概算)	ボーナス掛金(概算)	
						死亡・高度障害年金原資(死亡・高度障害保険金)	男性	女性	男性	女性
B1 コース	18~35歳	25年	約7.8万円	約18.4万円	約3,275万円	死亡・高度障害年金原資(死亡・高度障害保険金) 2,824万円	1,602円	1,055円	3,813円	2,507円
	36~40	20	7.9	18.6	2,340		1,681	1,446	3,994	3,433
	41~45	15	8.0	18.9	2,011		1,764	1,346	4,196	3,201
	46~50	10	8.1	19.1	1,355		1,777	1,353	4,227	3,218
	51~55	7	8.1	19.3	957		1,944	1,363	4,633	3,249
	56~60	5	8.2	19.3	686		2,143	1,310	5,106	3,122
	61~65	5	8.2	19.3	686		3,351	1,778	7,984	4,238

加入対象区分	年齢	受取期間	月額給付	ボーナス給付	受取総額	死亡・高度障害のとき		月額掛金(概算)	ボーナス掛金(概算)	
						死亡・高度障害年金原資(死亡・高度障害保険金)	男性	女性	男性	女性
C1 コース	18~35歳	25年	約5.5万円	約13.8万円	約2,353万円	死亡・高度障害年金原資(死亡・高度障害保険金) 2,029万円	1,131円	745円	2,860円	1,881円
	36~40	20	5.6	14.0	1,907		1,187	1,021	3,000	2,579
	41~45	15	5.6	14.1	1,444		1,245	950	3,149	2,402
	46~50	10	5.7	14.3	974		1,255	956	3,176	2,418
	51~55	7	5.7	14.4	687		1,373	962	3,466	2,430
	56~60	5	5.8	14.5	493		1,516	927	3,830	2,342
	61~65	5	5.8	14.5	493		2,370	1,258	5,988	3,178

加入対象区分	年齢	受取期間	月額給付	ボーナス給付	受

■保障内容と月額掛金



年金コース

保険金を年金形式でお支払いし、公的遺族年金の補完を目的とします

加入対象区分		死亡・高度障害のとき					
L コース	年齢	受取期間	月額給付	受取総額	死亡・高度障害年金原資 (死亡・高度障害保険金)	月額掛金(概算)	
						男性	女性
						1,564 円	1,030 円
						1,980 万円	1,980 万円
						2,245 万円	2,245 万円
						2,760	2,380
						1,880	1,238
						1,980	1,703
						1,702	1,540
M コース	年齢	受取期間	月額給付	受取総額	死亡・高度障害年金原資 (死亡・高度障害保険金)	月額掛金(概算)	
						男性	女性
						1,098 円	723 円
						1,390 万円	1,390 万円
						1,576 万円	1,576 万円
						1,937	1,670
						1,319	868
						1,390	1,195
						1,194	1,080
S コース	年齢	受取期間	月額給付	受取総額	死亡・高度障害年金原資 (死亡・高度障害保険金)	月額掛金(概算)	
						男性	女性
						782 円	515 円
						990 万円	990 万円
						1,122 万円	1,122 万円
						1,392	1,200
						4.6	4.6
						1,122	990
						4.6	851

配偶者・子どもの保障内容と月額掛金はP9をご覧ください

保険年齢早見表

年齢(歳)	生年月日	年齢(歳)	生年月日	年齢(歳)	生年月日	年齢(歳)	生年月日
18~30	H3.9.2~H16.9.1	36~40	S56.9.2~S61.9.1	46~50	S46.9.2~S51.9.1	56~60	S36.9.2~S41.9.1
31~35	S61.9.2~ H3.9.1	41~45	S51.9.2~S56.9.1	51~55	S41.9.2~S46.9.1	61~65	S31.9.2~S36.9.1

- 記載の掛け金は概算掛け金であって正規掛け金は申込締切後3ヶ月以内に算出し概算掛け金と異なる場合は初回に遡って精算致します。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受け会社が定める基礎率および引受け金額により決まりますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この制度は年齢の枠によって保険金(年金原資)額および受取期間が自動的に増減します。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2022年3月1日現在満39歳6ヶ月を超えて満40歳6ヶ月まで更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛け金は前年度と変わります。
- この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額、または脱退させていただきます。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 家族支援共済の年金給付は、共済会の遺族給付(最長5年間)終了後の支給開始で設計していますので、事情により支給を前倒しする場合は年金額が減少いたします。

一時金コース

保険金を一時金でお支払いし、主に生活復興資金の準備を目的とします

加入対象区分		死亡・高度障害のとき					
W コース (2,500 万円)	年齢	死亡・高度障害年金原資 (死亡・高度障害保険金)	月額掛金(概算)		万円		
			男性	女性			
			1,975 円	1,300 円			
			2,500	2,150			
			3,375	2,575			
			4,925	3,750			
			7,525	5,275			
			11,450	7,000			
			17,900	9,500			
X コース (2,000 万円)	年齢	死亡・高度障害年金原資 (死亡・高度障害保険金)	月額掛金(概算)		万円		
			男性	女性			
			1,580 円	1,040 円			
			2,000	1,720			
			2,700	2,060			
			3,940	3,000			
			6,020	4,220			
			9,160	5,600			
			14,320	7,600			
Y コース (1,500 万円)	年齢	死亡・高度障害年金原資 (死亡・高度障害保険金)	月額掛金(概算)		万円		
			男性	女性			
			1,185 円	780 円			
			1,500	1,290			
			2,025	1,545			
			2,955	2,250			
			4,515	3,165			
			6,870	4,200			
			10,740	5,700			
Z コース (1,000 万円)	年齢	死亡・高度障害年金原資 (死亡・高度障害保険金)	月額掛金(概算)		万円		
			男性	女性			
			790 円	520 円			
			1,000	860			
			1,350	1,030			
			1,970	1,500			
			3,010	2,110			
			4,580	2,800			
			7,160	3,800			

配偶者・子どもの保障内容と月額掛金はP9をご覧ください

保険年齢早見表

年齢(歳)	生年月日	年齢(歳)	生年月日	年齢(歳)	生年月日	年齢(歳)	生年月日
18~30	H3.9.2~H16.9.1	36~40	S56.9.2~S61.9.1	46~50	S46.9.2~S51.9.1	56~60	S36.9.2~S41.9.1
31~35	S61.9.2~ H3.9.1	41~45	S51.9.2~S56.9.1	51~55	S41.9.2~S46.9.1	61~65	S31.9.2~S36.9.1

- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 本人について定められた死亡保

■保障内容と月額掛金

● 本人 ● 配偶者 ● こども **※配偶者・こどもだけの加入はできません。**
● 本人とセットでご加入ください。

ボーナス併用コース・年金コース・一時金コース 共通

加入対象区分		死亡・高度障害のとき					
配偶者 コース 800 万円 コース	年齢	死亡・高度障害年金原資 (死亡・高度障害保険金)	月額掛金(概算)		万円 800		
			男性	女性			
			632 円	416 円			
			800	688			
			1,080	824			
			1,576	1,200			
			2,408	1,688			
			3,664	2,240			
61~65		5,728		3,040			
※本人の年金原資以下でお申込みください ※保険金は年金でも受け取れます							
配偶者 コース 500 万円 コース	年齢	死亡・高度障害年金原資 (死亡・高度障害保険金)	月額掛金(概算)		万円 500		
			男性	女性			
			395 円	260 円			
			500	430			
			675	515			
			985	750			
			1,505	1,055			
			2,290	1,400			
61~65		3,580		1,900			
※本人の年金原資以下でお申込みください ※保険金は年金でも受け取れます							
配偶者 コース 280 万円 コース	年齢	死亡・高度障害年金原資 (死亡・高度障害保険金)	月額掛金(概算)		万円 280		
			男性	女性			
			221 円	146 円			
			280	241			
			378	288			
			552	420			
			843	591			
			1,282	784			
61~65		2,005		1,064			
※本人の年金原資以下でお申込みください ※保険金は年金でも受け取れます							
こども コース 400 万円 コース	年齢	死亡・高度障害保険金	月額掛金		円 280		
			年齢性別に関わらず一律				
こども コース 258 万円 コース	年齢	死亡・高度障害保険金	月額掛金		円 181		
			年齢性別に関わらず一律				
3~22 歳		400		258			
※本人の年金原資以下でお申込みください ※保険金は一時金のみでの受取となります							
3~22 歳		258		181			
※本人の年金原資以下でお申込みください ※保険金は一時金のみでの受取となります							

※配偶者・子どもの加入保障額は本人の年金原資
以下であればどのコースでも申込み可能です。

※配偶者の保険金は年金で受け取ることも可能です。
子どもの保険金は一時金のみの受け取りです。

※本人が56歳以上でD1コースに加入の場合、
配偶者コースのお申し込みができません。

※本人の保険金額が配偶者・こど
もの保険金額未満となった場合
は自動的に配偶者・こどもを本
人の保険金額以下に減額、また
は脱退とさせていただきます。



●記載の掛け金は概算掛け金であって正規掛け金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛け金と異なる場合は初回に遡って精算致します。

●記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受け会社が定める基礎率および引受け金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

●死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2022年3月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで

更新時に該当する年齢区分が変わると、掛け金は前年度と変わります。

●この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することができます。本人の保険金額が配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。

●本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われる場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。

◎家族支援共済の年金給付は、共済会の遺族給付(最長5年間)終了後の支給開始で設計していますので、事情により支給を前倒しする場合は年金月額が減少いたします。

お申込できないコース・年齢について

※配偶者、こどもが加入する場合は、本人の保険金額(年金原資)以下となります。

本人が ボーナス併用コース の場合

コース	保険年齢	死亡・高度障害年金原資 (死亡・高度障害保険金)	本人		配偶者 800 万円 500 万円 280 万円	こども 400 万円 258 万円		
			800 万円	500 万円				
A1	18~35 歳	S61.9.2~H16.9.1	2,800		全コース加入できます	全コース加入できます		
	36~40	S56.9.2~S61.9.1						
	41~45	S51.9.2~S56.9.1						
	46~50	S46.9.2~S51.9.1						
	51~55	S41.9.2~S46.9.1						
	56~60	S36.9.2~S41.9.1						
61~65		S31.9.2~S36.9.1						

B1	保険年齢	死亡・高度障害年金原資 (死亡・高度障害保険金)	本人		配偶者 2,824 万円 2,340 万円 1,820 万円	こども 全コース加入できます		
			800 万円	500 万円				
B1	18~35 歳	S61.9.2~H16.9.1	2,824		加入できます	全コース加入できます		
	36~40	S56.9.2~S61.9.1						
	41~45	S51.9.2~S56.9.1						
	46~50	S46.9.2~S51.9.1						
	51~55	S41.9.2~S46.9.1						
	56~60	S36.9.2~S41.9.1						
61~65		S31.9.2~S36.9.1						

C1	保険年齢	死亡・高度障害年金原資 (死亡・高度障害保

総合医療サポート

〈短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】+医療保険【損害保険】〉

意向確認【ご加入前のご確認】 総合医療サポートは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

生保分 ●病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。

意向確認【ご加入前のご確認】 総合医療サポート(損保分)は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

損保分 ●病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保険金をお支払いします。
●三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾患による入院・手術の場合、上乗せて保険金をお支払いします。
●所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。

■保障内容

■ 本人 配偶者 こども 親 ! *配偶者・こども・親だけの加入はできません。
■ 本人とセットでご加入ください。

■ 基本

		お支払事由	申込コース	
			5,000円コース	3,000円コース
入院	病気・ケガで継続して2日以上入院のとき ・1入院124日限度 ・病気・ケガによる入院日数は通算700日限度	<入院給付金>【生保分】	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
	三大疾病および所定の生活習慣病で入院したとき ・1入院365日限度、通算して700日限度 ・三大疾病による入院は支払日数無制限 ・一般的な病気による入院給付金に加えて給付 <三大疾病、糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病入院保険金>【損保分】		日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
手術	疾病・傷害により所定の手術を受けたとき (手術給付のお支払回数に限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。) <疾病・傷害手術保険金>【損保分】		手術の種類に応じて 5・10・20 万円	手術の種類に応じて 3・6・12 万円
	三大疾病および所定の生活習慣病で所定の手術を受けたとき (手術給付のお支払回数に限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。) ・疾病手術保険金に加えて給付 <三大疾病、糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病手術保険金>【損保分】		手術の種類に応じて 5・10・20 万円	手術の種類に応じて 3・6・12 万円
介護	所定の要介護状態になったとき (支払いは1人につき1回限り) <介護保険金>【損保分】		100 万円 (1回限度)	100 万円 (1回限度)

*「三大疾病」とは、「がん(上皮内がんを含みます)、急性心筋梗塞、脳卒中」、「所定の生活習慣病」とは、「糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病」を指します。

■月額掛金

生保分:短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)／月払、入院給付金日額=5千円、3千円

損保分:医療保険／月払(12回分割)、入院保険金日額・手術基準日額=5千円、3千円、介護保険金額=100万円、親介護保険金額=100万円、200万円、300万円

▲ ●総合医療サポートは生保分「医療保障保険(団体型)」と損保分「医療保険」をセットしたものです。

●損保分のみの加入はできません。生保分と同日額にてセットでご加入ください。

■ 本人・配偶者の掛け金

年齢 (保険年齢)	5,000円 コース		3,000円 コース	
	掛金内訳 生保分 損保分"5コース"		掛金内訳 生保分 損保分"3コース"	
16~20 歳	H13.9.2~H18.9.1	1,535 円	1,065 円	470 円
21~25	H8.9.2~H13.9.1	1,810	1,330	480
26~30	H3.9.2~ H8.9.1	2,035	1,505	530
31~35	S61.9.2~ H3.9.1	2,135	1,565	570
36~40	S56.9.2~S61.9.1	2,180	1,590	590
41~45	S51.9.2~S56.9.1	2,365	1,765	600
46~50	S46.9.2~S51.9.1	2,790	2,070	720
51~55	S41.9.2~S46.9.1	3,795	2,635	1,160
56~60	S36.9.2~S41.9.1	5,165	3,415	1,750
61~65	S31.9.2~S36.9.1	7,310	4,680	2,630
			4,498	2,808
				1,690

●医療保障保険(団体型)と医療保険ではお支払い対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なる場合があります。それぞれの保障内容等の詳細はP19~23をご確認ください。

■ こどもの掛け金

年齢 (保険年齢)	5,000円コース	3,000円コース
0~5 歳	~H28.9.2	1,095 円
6~22	H11.9.2~H28.9.1	1,095 円
		657 円

※こどもは、病気・ケガによる入院に対する保障(生保分)のみです。

Q え!総合医療サポートでも配当金があるの?

A:総合医療サポート(生保分)は1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

昨年度配当率
約36.8%

※左記は昨年度実績であり、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。職場復帰(三大疾病)サポート・総合医療サポート(損保分)・長期療養支援共済に配当金はありません。

◎総合医療サポートには、オプションで「女性特約」「親介護特約」があります。

上乗せ オプション

お支払事由	5,000円コース	3,000円コース
女性疾病で入院したとき ・1入院につき365日限度、通算700日限度 <女性疾病入院保険金>【損保分】	+日額5,000円 ×入院日数	+日額3,000円 ×入院日数
女性疾病で所定の手術を受けたとき <女性疾病手術保険金>【損保分】	手術の種類に応じて +5・+10・+20 万円	手術の種類に応じて +3・+6・+12 万円
女性が特定障害で所定の形成術等を受けたとき <女性疾病手術保険金>【損保分】	手術の種類に応じて 10・20 万円	手術の種類に応じて 6・12 万円

『女性疾患』には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含まれません。

■総合医療サポート(損保分)に加入した本人および配偶者の両親を加入させることができます。

お支払い事由	Rコース	Qコース	Pコース
親介護特約 親が所定の要介護状態となったとき (支払いは1人につき1回限り) <親介護保険金>【損保分】	300 万円 (1回限度)	200 万円 (1回限度)	100 万円 (1回限度)

オプションをセットした場合は、下記掛け金がプラスになります。

■女性特約

年齢 (保険年齢)	5,000円コース (5Lコース※)	3,000円コース (3Lコース※)
16~20 歳	H13.9.2~H18.9.1	280 円
21~25	H8.9.2~H13.9.1	310
26~30	H3.9.2~ H8.9.1	450
31~35	S61.9.2~ H3.9.1	390
36~40	S56.9.2~S61.9.1	410
41~45	S51.9.2~S56.9.1	510
46~50	S46.9.2~S51.9.1	630
51~55	S41.9.2~S46.9.1	730
56~60	S36.9.2~S41.9.1	820
61~65	S31.9.2~S36.9.1	850
		510

※女性特約をセットした場合、コースは“5L”“3L”となります。

<損保部分>

*糖尿病・高血圧入院保険金・腎臓病・肝臓病入院保険金・女性疾患入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。

*三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。

*手術保険金のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。

*介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

[お取扱いできない事項の例]

●保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)

●保険期間の変更

●掛け金の払込方法の変更

など

親の年齢 (保険年齢)	300万円 (Rコース)	200万円 (Qコース)	100万円 (Pコース)	
61~65 歳	S31.9.2~S36.9.1	840 円	560 円	280 円
66~70	S26.9.2~S3			

職場復帰(三大疾病)サポート

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約)[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(II型) [生命保険]

意向確認【ご加入前のご確認】

- 職場復帰(三大疾病)サポートは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。
- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします
- 特約を付した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします

保障内容と保険金の支払事由

本人 配偶者

※配偶者だけの加入はできません。
本人とセットでご加入ください。

保障区分	保障内容	保険金額
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になったとき	特定疾病保険金(※2) 300万円
	死亡・所定の高度障害状態のとき	死亡・ 高度障害保険金(※2)
7大疾病 保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態(※1)になったとき	7大疾病保険金(※3) 150万円
がん・ 上皮内新生物 保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき	がん・ 上皮内新生物保険金 (※3) 30万円

(※1)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。

(※2)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複して支払われません。

(※3)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

《リビング・ニーズ特約》余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

●保険金ごとの保障イメージ<お申込金額 300万円の場合>

保険金種類	お支払事由					
	死亡・高度障害	特定疾病		その他の4疾病		上皮内新生物
		悪性新生物 (がん)(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変	
主契約 特定疾病保険金 死亡・ 高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 300万円					
特約 7大疾病保険金						お支払事由のいずれかに該当で 150万円
特約 がん・ 上皮内新生物 保険金						← お支払事由のいずれかに該当で 30万円 →
お支払事由ごとの 保険金額合計	300万円	480万円	450万円	150万円	30万円	

(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。

「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

・7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。

・7大疾病保険特約、がん・上皮内新生物保険特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。

・特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(II型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保険特約、がん・上皮内新生物保険特約も消滅します。

●被保険者が加入日(※)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象となる疾病例 ^{※1}
7大疾病保険金 ^{※13}	●悪性新生物 (がん)	加入日(※)前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(※)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(※)前を含めてはじめて診断確定されたとき
	●急性心筋梗塞	加入日(※)以後に発病した疾患 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾患により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾患の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき
	●脳卒中 (くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日(※)以後に発病した疾患 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾患により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾患の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき
	●重度の糖尿病	加入日(※)以後に発病した疾患 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から算起して180日間継続して受けたとき
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日(※)以後に発病した疾患 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾患により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき
	●慢性腎不全	加入日(※)以後に発病した疾患 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき
	●肝硬変	加入日(※)以後に発病した疾患 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}
	がん・上皮内新生物保険金	加入日(※)前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日(※)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(※)前を含めてはじめて診断確定されたとき
	死亡保険金	死亡されたとき
	高度障害保険金	加入日(※)以後に発生した傷害または疾患 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき

- *1 お支払対象となる疾患には、上記のほか、無配当特定疾病保険定期保険(II型)普通保険約款「付表1」対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中^{※11}に定義付けられない疾患も含まれます。詳細については「ご契約のしおり」約款をご覧ください。
- *2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後ににお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(※)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- *3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。
- *4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病变が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎孟・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がん^{※12}を含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎孟・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- *5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- *6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- *7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- *8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかるインスリン療法は含まれません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
- *9 キューアグナーフラクションにおいて3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり」特約)7大疾病保険特約(特定疾病定期II用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- *10 「人工透析療法」とは、血液透析または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法を行います。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- *11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることができます。
- *12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(※)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日(※)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- *13 7大疾病保険金のお支払事由にかかるわが医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することができます。

保険金等のお支払いについて、本パンフレット24ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

月額掛金

本人・配偶者共通 | 保険期間1年、集団扱月払、保険金額 主契約:300万円、7大疾病保険特約:150万円、がん・上皮内新生物保険特約:30万円

年齢	男性			女性				
	主契約	7大疾病保険特約	がん・上皮内新生物 保険特約	合計保険料	主契約	7大疾病保険特約	がん・上皮内新生物 保険特約	合計保険料
18~20 歳	474 円	195 円	39 円	708 円	399 円	195 円	45 円	639 円
21~25	627	210	39	876	474	225	75	774
26~30	642	240	42	924	597	300	96	993
31~35	789	315	48	1,152	843	435	135	1,413
36~40	1,062	405	60	1,527	1,230	660	183	2,073
41~45	1,464	585	90	2,139	1,788	1,095	240	3,123
46~50	2,433	1,020	141	3,594	2,250	1,425	300	3,975
51~55	4,026	1,620	216	5,862	2,937	1,815	309	5,061
56~60	6,294	2,760	372	9,426	3,615	2,415	357	6,387
61~65	9,801	4,395	681	14,877	5,124	2,865	483	8,472

* 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2022年3月1日現在満39歳6ヶ月を超えて満40歳6ヶ月まで

* 配偶者は配偶者の性別・年齢による掛金が適用となります。

* 記載の掛け金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛け金等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛け金等も改定されることがあります。

* この制度の掛け金は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛け金は主契約の総保険金額10億円以上30億円未満の場合の掛け金です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、掛け金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規掛け金を適用します。

* 加入日

長期療養支援共済

(精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)

意向確認【ご加入前の確認】

長期療養支援共済は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

●病気やケガにより免責期間120日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。

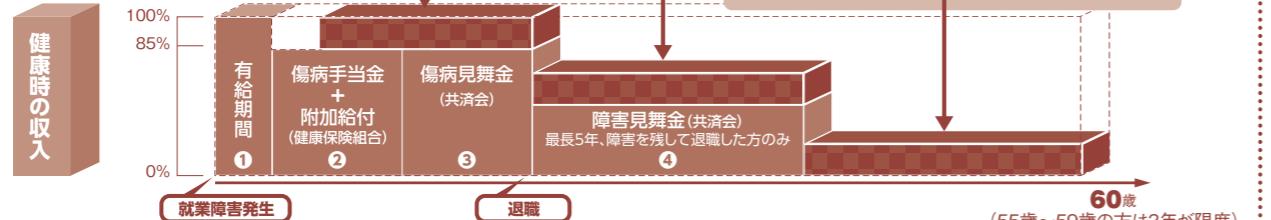
もしあなたが長期間働けなくなつた場合、あなたの所得は?

現行の給付制度

共済会員が
病気・ケガで長期休職となった場合約1年6ヶ月までは、
健保組合より1日につき標準報酬日額の85%が給付されますその後職場復帰
(再就職)出来なかった場合、収入が減少します。

長期療養支援共済に加入すると…。

給付内容



申込コースと月額掛金



本人 ※年齢・性別 選択コースによって掛金が異なります。

あなたの適正コースと掛金はどれかしら?
ぜひ加入してください。

コース 年齢 (満年齢) 歳	免責期間	補償対象期間	保険金月額5万円 (5コース)		保険金月額10万円 (10コース)		保険金月額15万円 (15コース)		保険金月額20万円 (20コース)	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
17~24			479 円	310 円	959 円	619 円	1,438 円	929 円	1,918 円	1,239 円
25~29			494	401	988	801	1,483	1,202	1,977	1,603
30~34			536	531	1,071	1,063	1,607	1,594	2,142	2,126
35~39			660	776	1,320	1,552	1,979	2,328	2,639	3,104
40~44			936	1,200	1,873	2,401	2,809	3,601	3,746	4,801
45~49			1,285	1,615	2,569	3,230	3,854	4,845	5,139	6,460
50~54			1,505	1,758	3,010	3,517	4,515	5,275	6,020	7,034
55~59	120日	60歳	1,388	1,450	2,776	2,901	4,164	4,351	5,552	5,802

●保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

●掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

●年齢は2022年3月1日現在の満年齢です。

●補償対象期間は契約年齢が54歳までの場合は最長60歳まで、55~59歳の方は3年が限度、所定の精神障害による就業障害の場合は17歳~54歳の方は5年、55歳~59歳の方は3年が限度となります。

●記載の掛け金は概算掛け金です。適用となる掛け金は変動する可能性があります。

●免責期間は120日です。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

●保険期間中のコース変更(増額・減額等)

●保険期間の変更

●掛け金の払込方法の変更

など



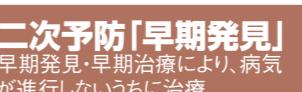
※健康づくりサポートのみの加入も可能です。

■サービスの概要

疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。



一次予防「健康増進」

生活習慣等の見直し・改善により
病気そのものの発生を予防

二次予防「早期発見」

早期発見・早期治療により、病気
が進行しないうちに治療

三次予防「再発防止」

必要な治療等により、機能の維持・回復を図る

一次予防に対応したサービスメニュー

●季刊誌「健康情報」

健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を満載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌を年4回お届け。(日経ヘルス編集)

●ヘルシーファミリー俱乐部

最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に200冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。

●相談ダイヤル

様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただける専門窓口をご用意。健康全般、病気や育児・メンタルヘルスに介護…。ご相談には専門スタッフ(看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネージャー等)が責任を持って対応。

※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。

二次・三次予防に対応したサービスメニュー

●テレセカンド®

病院に受診することなく、名医(*)による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお答え。

●臨床経験を積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定

●看護師が三者通話で電話相談に立会いしっかりサポート

*名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。また、対象となる疾患は広義のがん、心臓疾患、脳梗塞、脳膜腫瘍などです。テレセカンド、ホスピサーチは米国及びその他の国におけるBest Doctors, Incの商標です。

●ホスピサーチ®

名医が在籍する医療機関の情報(「医療機関名」及び「診療科」)をスピーディにお伝えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応え。

●お電話で簡単に情報をお伝えすることが可能

●確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能

●CLUB FUJITA

藤田観光が運営するウィスティアオンラインクラブ(全国7施設)を優待料金で利用可能。

<神奈川県箱根2、静岡県熱海・宇佐美、三重県鳥羽、長野県野尻湖・車山高原>

■「健康づくりサポート」の取扱い

加 入 期 間

加入期間1年間(2022年3月1日~2023年2月末日)で以後毎年更新します(自動更新)。
所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。

運 営 費

加入者は、当社に対し所定の期日に運営費(200円(月額、消費税を含む))をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。

■個人情報に関する取扱いについて

1.個人情報の利用目的

取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行うために利用します。

2.個人情報の取扱いの委託について

利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理・監督を行います。

3.保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について

当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、

ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。
【お問い合わせ先】明治安田生命保険相互会社(株) (事務委託先)
団体サービス部 生活・健康サービスグループ
03-5952-5069

4.個人情報提供の任意性

氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。
健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

3.予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。

第7条(届出事項の変更)

1.加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。

2.前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

第8条(脱退ならびに加入者資格の喪失の場合の取扱い)

1.加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。
2.何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入者資格を喪失します。3.加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を取り消すことがあります。
4.第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。

第9条(加入期間)

1.加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。

2.特に申出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。

第10条(データ保護)

当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。

第11条(規約の変更)

本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、

家族支援共済ご加入にあたって

(こども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】)

保険期間	1年間(2022年3月1日～2023年2月末日)で以後毎年更新します。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス払については半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。		
掛金	毎月の給与から控除します。(初回は2022年2月分給与より) ボーナス掛金はボーナスから控除します。(初回は2022年7月ボーナスより)		
配当金	この保険は1年毎に収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。 なお、剩余金が発生した場合でも、保険期間途中で脱退した方へは配当金はお返しいたしません。また1年以上継続した方でも、配当金還付時に既に退職している方へは配当金をお返しできません。		
税法上の取扱い	(1)掛金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 (2)本人が受取る配偶者・子どもの年金原資(死亡保険金)は、一時所得として課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 (※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。) (3)本人の年金原資(死亡保険金額)はみな相続財産とされ、相続税が課せられます。 ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。 (4)毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。 $\text{雑所得} = \text{基本年年額} + \frac{\text{增加年年額} - \text{基本年年額}}{\text{年金原資}} \times \text{年金支給額}$ なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。		
継続加入の取扱い	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。		
保険金のお支払いについて	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。		
高度障害について	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 <table border="1"><tr><td>高度障害状態とは</td><td>1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</td></tr></table> ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	高度障害状態とは	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
高度障害状態とは	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの		
お支払いできない場合について(解除・免責等)	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払いいただいた保険料についてもお返しきれいことがあります。) ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消となることがあります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 1.死亡保険金について ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) 2.高度障害保険金について ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)		

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

年金の取扱いについて	<p>1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただけます。(定額型確定年金です。)</p> <p>2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の賃増に充当します。</p> <p>3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。</p> <p>4. 年金のお支払い ●年金受取人への支払いは、毎年4回の受取りです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払いの申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。</p> <p>5. 年金払の対象となる ●新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金額が、年4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。</p>
申込方法	Web申込システムにてお手続きください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。
申込締切日	2021年11月5日(金)

保険会社からのお願い・ご注意	<p><保険金のご請求について> ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。</p> <p>●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。</p> <p>●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。</p> <p><改姓・ご家族の異動、受取人の変更等について> ●ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。</p> <p>●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。</p> <p>●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。</p> <p>●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いたしません。</p>
----------------	---

*この制度は生命保険会社と締結したこども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

家族支援共済には掛金共済会負担の全員加入部分があります。

加入対象者	富士フィルム共済会員(満65歳6ヶ月までの会員本人)
保険金額	一律22万円
死亡保険金受取人	共済会規定に準ずる
高度障害保険金受取人	共済会員本人

全員加入部分に関する個人情報の取扱いは、パンフレットの33ページの「個人情報に関する取扱いについて」をご覧ください。
当件について、ご了解をいただけない場合は、申込締切日までに団体窓口へお申し出ください。お申し出がない場合は、ご了解いただいたものとして取扱います。

総合医療サポート(生保分)ご加入にあたって

(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】)

保険期間	1年間(2022年3月1日~2023年2月末日)で以後毎年更新します。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。		
掛金	毎月の給与から控除します。(初回は2022年2月分給与より)		
配当金	この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。損保分には配当金はありません。		
給付内容について	給付種類	給付事由	給付内容
	入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。
お支払いできない場合について(解除・免責等)	<p>次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取り除いていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。) ●契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 <p>1.入院給付金について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ② その被保険者の犯罪行為 ③ その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④ その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ⑥ その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ⑦ その被保険者の薬物依存 ⑧ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) 		
継続加入の取扱い	一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ入院給付金日額以下で継続できます。更新の際に、入院給付金日額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。		
税法上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●掛金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●入院給付金は非課税です。 <p>税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。</p>		
給付金のお支払い	<p><入院について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。 <ol style="list-style-type: none"> (1)加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。 (注)被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日(*)以後の原因によるものとみなします。 (2)傷害または疾病的治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。 (注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。 (3)「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 <ol style="list-style-type: none"> ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。) ② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設 ●入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。 ●被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当会社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることになった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。 		

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

給付金のお支払い	<p>●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき (2)その入院開始の直接の原因となつた疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき <p>●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。</p> <p>●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。</p> <p>●分娩のための入院は、当会社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。</p> <p>●薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象となりません。</p> <p><入院給付金></p> <p>●入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき124日分、通算700日分です。</p> <p>●入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して2日以上となった入院であることを要します。</p>
	<p>申込方法</p> <p>Web申込システムにてお手続きください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。</p> <p>申込締切日</p> <p>2021年11月5日(金)</p> <p>保険会社からのお願い・ご注意</p> <p><給付金のご請求について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。 ●給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますので、ご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 <p><改姓・ご家族の異動、受取人の変更等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。

「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたのご契約内容が登録されます。
当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただるために利用されることがあります。
なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社「明治安田生命保険相互会社」が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることがあります。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1)被保険者の氏名、生年月日および性別
- (2)保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
- (3)治療給付率
- (4)入院給付金日額
- (5)保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
- (7)契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。
※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seijo.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

*この制度は生命保険会社と締結した短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)契約に基づき運営します。

総合医療サポート(損保分)ご加入にあたって

(医療保険【損害保険】)

保険期間	1年間(2022年3月1日～2023年2月末日)で以後毎年更新します。																																					
掛金	毎月の給与から控除します。(初回は2022年2月分給与より)																																					
保険金のお支払いについて	<p>●入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術はお支払いの対象となりません。</p> <p>●保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません(注)。</p> <p>ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。</p> <p>(注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金お支払いの対象外となることがあります。</p> <p>●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額 ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額 <p>●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。</p> <p>●被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾患が同一または医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。</p> <p>●被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払します。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。</p> <p>●同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払します。</p> <p>●保険金受取人は被保険者本人になります。</p> <p>●介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。</p> <p>●詳細は約款の規定によります。</p> <p>お支払対象となる疾病・傷害、三大疾病、糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病、女性疾患、手術および倍率、要介護状態等の詳細については引受損害保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/)をご覧ください。なお、引受損害保険会社のホームページには、約款の掲載に加え「お問い合わせ窓口」⇒「よくあるご質問」欄に主なお支払に関するQ&Aが掲載されています。</p>																																					
お支払対象となる疾病等の定義	<p>●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>悪性新生物・上皮内新生物 (がん・上皮内がん)</td><td>1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 13. 部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症</td><td>2. 消化器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 16. 上皮内新生物 18. ランゲルハンス細胞組織球症</td></tr> <tr> <td>急性心筋梗塞</td><td>19. 急性心筋梗塞</td><td>20. 再発性心筋梗塞</td><td>21. 急性心筋梗塞の続発合併症</td></tr> <tr> <td>脳卒中</td><td>22. くも膜下出血</td><td>23. 脳内出血</td><td>24. 脳梗塞</td><td>25. くも膜下出血の続発・後遺症</td><td>26. 脳内出血の続発・後遺症</td><td>27. 脳梗塞の続発・後遺症</td></tr> </table> <p>※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。</p> <p>●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>糖尿病</td><td>1. 糖尿病</td><td>高血圧性疾患</td><td>2. 高血圧性疾患</td></tr> </table> <p>●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>腎臓病</td><td>1. 細球体疾患 3. 腎不全 5. 腎および尿管のその他の障害</td><td>2. 腎尿細管間質性疾患 4. 尿路結石症</td></tr> <tr> <td>肝臓病</td><td>6. ウイルス肝炎</td><td>7. 肝疾患</td></tr> </table> <p>●女性疾患入院保険金および女性疾患手術保険金における女性疾患の範囲は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>悪性新生物</td><td>1. 乳房の悪性新生物</td><td>2. 女性生殖器の悪性新生物</td></tr> <tr> <td>乳房および女性生殖器の疾患</td><td>3. 乳房の障害 5. 女性生殖器の非炎症性障害</td><td>4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患 6. 女性生殖器の先天奇形</td></tr> <tr> <td>妊娠、分娩および産褥の合併症</td><td>7. 流産に終わった妊娠 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 11. 分娩の合併症 13. 主として産褥に関連する合併症</td><td>8. 妊娠・分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く) 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの</td></tr> <tr> <td>乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物</td><td>15. 乳房の良性新生物 17. 子宮のその他の良性新生物 19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生生物</td><td>16. 子宮平滑筋腫 18. 卵巣の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生生物</td></tr> </table>		悪性新生物・上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 13. 部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症	2. 消化器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 16. 上皮内新生物 18. ランゲルハンス細胞組織球症	急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞	20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症	脳卒中	22. くも膜下出血	23. 脳内出血	24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症	26. 脳内出血の続発・後遺症	27. 脳梗塞の続発・後遺症	糖尿病	1. 糖尿病	高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患	腎臓病	1. 細球体疾患 3. 腎不全 5. 腎および尿管のその他の障害	2. 腎尿細管間質性疾患 4. 尿路結石症	肝臓病	6. ウイルス肝炎	7. 肝疾患	悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物	2. 女性生殖器の悪性新生物	乳房および女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 5. 女性生殖器の非炎症性障害	4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患 6. 女性生殖器の先天奇形	妊娠、分娩および産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 11. 分娩の合併症 13. 主として産褥に関連する合併症	8. 妊娠・分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く) 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの	乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 17. 子宮のその他の良性新生物 19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生生物	16. 子宮平滑筋腫 18. 卵巣の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生生物
悪性新生物・上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 13. 部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症	2. 消化器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 16. 上皮内新生物 18. ランゲルハンス細胞組織球症																																				
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞	20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症																																			
脳卒中	22. くも膜下出血	23. 脳内出血	24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症	26. 脳内出血の続発・後遺症	27. 脳梗塞の続発・後遺症																																
糖尿病	1. 糖尿病	高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患																																			
腎臓病	1. 細球体疾患 3. 腎不全 5. 腎および尿管のその他の障害	2. 腎尿細管間質性疾患 4. 尿路結石症																																				
肝臓病	6. ウイルス肝炎	7. 肝疾患																																				
悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物	2. 女性生殖器の悪性新生物																																				
乳房および女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 5. 女性生殖器の非炎症性障害	4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患 6. 女性生殖器の先天奇形																																				
妊娠、分娩および産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 11. 分娩の合併症 13. 主として産褥に関連する合併症	8. 妊娠・分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く) 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの																																				
乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 17. 子宮のその他の良性新生物 19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生生物	16. 子宮平滑筋腫 18. 卵巣の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生生物																																				

お支払対象となる疾病等の定義	<p>●女性疾患手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>瘢痕の原因となった傷害または疾病</td><td>1. 瘢痕に対する植皮術</td><td>2. 瘢痕形成術(非観血手術を除く)</td></tr> <tr> <td>足指の後天性変形</td><td>3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)</td><td></td></tr> <tr> <td>乳房切除の原因となった傷害または疾病</td><td>4. 乳房切除術(生検を除く)</td><td></td></tr> </table> <p>●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。</p> <p>①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合</p> <p>②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合</p>	瘢痕の原因となった傷害または疾病	1. 瘢痕に対する植皮術	2. 瘢痕形成術(非観血手術を除く)	足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)		乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術(生検を除く)	
瘢痕の原因となった傷害または疾病	1. 瘢痕に対する植皮術	2. 瘢痕形成術(非観血手術を除く)								
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)									
乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術(生検を除く)									
保険金をお支払いできない場合	<p>寝たきりにより介護が必要な状態</p> <p>終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。</p> <p>イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること</p> <p>ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること</p> <p>(イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱</p> <p>認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。</p> <p>イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること</p> <p>(イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ホ)衣類の着脱</p> <p>ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること</p> <p>(イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。</p> <p>(ハ)所からまわる排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。</p> <p>(ホ)興奮し騒ぎ立てる。 (ヘ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集める</p>									
保険金のご請求	<p>●入院保険金・手術保険金をお支払いできない主な場合(三大疾病入院保険金、三大疾病手術保険金を除きます。)</p> <p>①被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の犯罪行為</p> <p>③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦被保険者の薬物依存(傷害手術保険金を除きます。)</p> <p>⑧地震、噴火または津波</p> <p>⑨戦争その他の変乱</p> <p>ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。</p> <p>●介護保険金をお支払いできない主な場合</p> <p>①被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故</p> <p>④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。</p> <p>●親介護保険金をお支払いできない主な場合</p> <p>①被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の親の故意または重大な過失</p> <p>③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故</p> <p>⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。</p> <p>ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限ります。</p> <p>なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができないことがあります。</p> <p><重大事由による解除について></p> <p>保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p> <p>保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に团体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。</p> <p><代理請求制度について></p> <p>ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <p>①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)</p> <p>②上記①の方がない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族</p> <p>③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族</p> <p>※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p>									

継続加入の取扱い	いつたん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院保険金日額以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、入院保険金日額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
配当金・解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。
税法上の取扱い	保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害手術保険金・親介護保険金に対する部分の保険料を除きます。 入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金は非課税です。 ※税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。
申込方法	Web申込システムにてお手続きください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。
申込締切日	2021年11月5日(金)

職場復帰(三大疾病)サポートご加入にあたって

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(II型)【生命保険】)

保険期間	1年間(2022年3月1日～2023年2月末日)で以後毎年更新します。
掛金	毎月の給与から控除します。(初回は2022年2月分給与より)
自動更新の取扱い	保険期間の満了日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了日の翌日における保険年齢が65歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。 ※更新後の契約の保険期間は1年です。 ※更新後の掛金は、更新時の年齢および保険料率により計算します。
保険金のお支払いについて	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。
高度障害について	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <p>高度障害とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 両眼の視力を全く永久に失ったとき 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき <p>※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p> <p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払いいただいた保険料についてもお返しできません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなることがあります。) 契約者もしくは被保険者による保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき <p>1.死亡保険金について</p> <ol style="list-style-type: none"> 加入日(*)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。) 契約者の故意によるとき 死亡保険金受取人の故意によるとき 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) <p>2.高度障害保険金について</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき 契約者の故意または重大な過失によるとき 被保険者の故意または重大な過失によるとき 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) <p>【保険金のお支払事由について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。 ※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。 死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。 余命6か月以内とは、ご請求の際に日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。 余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合は「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。 <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の余命が6か月以内と判断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくたと判断される場合 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合 <p>【ご請求について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円を超えたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。 「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険(II型)」の死亡保険金額です。 この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。 ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。 <p>【お支払金額について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

長期療養支援共済ご加入にあたって

(精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)

リビング・ニーズ 特約について	<p>保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。(ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。)</p> <p>【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。 (1)被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき (2)ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき (3)戦争その他の変乱によるとき ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。
	<p>代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p> <p>(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。</p> <p>指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.被保険者の戸籍上の配偶者 2.被保険者の直系血族 3.被保険者の兄弟姉妹 4.被保険者の3親等内の親族 5.次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。 ア.上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方 イ.被保険者から委託を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く) <p>*保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いは受けられることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。</p> <p>*保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。</p> <p>死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。</p> <p>お支払いした保険金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。</p> <p>保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。</p> <p>ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあつたことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限範囲で、回答することができます。</p> <p>指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあつた場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知ることができます。</p> <p>指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。</p> <p>指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。</p>
税法上の注意	<p>●掛金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。</p> <p>●本人の死亡保険金は法定相続人×500万円まで非課税です。</p> <p>※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。</p> <p>●本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。</p> <p>※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。</p> <p>※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。</p> <p>●高度障害保険金は非課税です。</p> <p>●特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金は非課税です。</p> <p>税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。</p>
	<p>掛け金のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。</p> <p>※この保険には満期保険金はありません。</p> <p>※この保険には自動振替貸付制度はありません。</p> <p>※現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。</p>
その他	<p>Web申込システムにてお手続きください。</p> <p>昨年度と同じ保険金額で継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。</p> <p>また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額で継続となります。</p> <p>※ただし掛け金は加入状況・年齢区分の変更により変更される場合があります。</p>
	<p>2021年11月5日(金)</p>
保険会社からの お願い・ご注意	<p><保険金のご請求について></p> <p>●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。</p> <p>●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。</p> <p>●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。</p> <p><改姓・ご家族の異動、受取人の変更等について></p> <p>●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。</p> <p>●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。</p> <p>●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。</p> <p>●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。</p>
	<p>ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。</p> <p>「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田生命までお問い合わせください。</p> <p>【ご契約のしおり 約款】記載事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お申込の撤回(クーリング・オフ)について ●解約と返戻金について ●健康状態等の告知義務について ●「生命保険契約者保護機構」について ●契約内容の変更等について ●保険金等をお支払いできない場合について <p>【お取扱いできない事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険期間中の保障額の増額・減額はできません ●保険期間の変更是できません ●保険料の払込方法の変更是できません

保険期間	1年間(2022年3月1日~2023年2月末日)で以後毎年更新します。
掛け金	毎月の給与から控除します。(初回は2022年2月分給与より)
保険金のお支払い	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。
補償対象期間	就業障害が続いた場合、免責期間終了後(121日目)から、満60歳に達した日を限度として保険金が支払われます。ただし、加入日(継続加入の場合は更新日)現在満55歳以上の方は、121日目から3年、所定の精神障害による就業障害の場合は5年が限度となります。(満55歳以上の方は3年が限度)また、一度就業障害が終了した後、6ヶ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。
就業障害の定義	就業障害とは、下記の状態をいいます。 1.身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合 (イ)その身体障害の治療のため、入院していること (ロ)(イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合 (ハ)(イ)(ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること 2.免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合
支払保険金の算出	<p>補償対象期間中の就業障害である期間1ヵ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12ヵ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります。</p> <p>また、補償対象期間中の就業障害である期間に1ヵ月未満の端日数が生じた場合は、1ヵ月=30日とした日割計算でお支払いします。</p> <p>なお、所得喪失率は、</p> <p style="text-align: center;">免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額 1 - 免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額</p> <p>病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。</p>
免責・解除について	<p>初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害となったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。</p>
ご加入にあたって	<p>次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。) ●脱退後に開始した就業障害 <p>なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。</p> <p>この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害については補償の対象となります。ただし、この特約による保険金の支払は、補償対象期間にかかるらず、免責期間の終了日の翌日から起算して54歳までの方は5年、55歳から59歳の方は3年を限度とします。</p> <p>「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害 F04~F09、F20~F51、F53、F59~F63、F68~F69、F84~F89、F91~F92、F95 例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害など</p> <p><重大事由による解除について></p> <p>保険金を取得する目的で就業障害を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできることがありますのでご注意ください。</p>

保険金のお支払いに関する注意	<ul style="list-style-type: none"> ●保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。 ●保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金お支払いの対象外となることがあります。 ●退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。 ●保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。 ●保険金受取人は被保険者本人になります。
保険金のご請求	<p>就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。</p> <p><代理請求制度について></p> <p>ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <p>①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)</p> <p>②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族</p> <p>③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族</p> <p>※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p>
継続加入の取扱い	<p>いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額(コース)以下で継続加入できます。</p> <p>なお、更新の際に、保険金月額(コース)等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。</p>
配当金・解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。
税法上の取扱い	<p>保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。</p> <p>所得補償保険金は非課税です。</p> <p>※税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。</p>
申込方法	Web申込システムにてお手続きください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。
申込締切日	2021年11月5日(金)

《総合医療サポート(損保分)、長期療養支援共済共通》

<告知の大切さに関するご案内>

告知の大切さについて、ご確認ください。

●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。

●ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時*から1年を経過していても、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。

※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて保険金額を増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。

●ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。

●ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

●現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をすること前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらためて告知していただきます。

●新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。

●告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間:平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

家族支援共済(こども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険)
総合医療サポート(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型))
職場復帰(三大疾病)サポート(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビングニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(II型)【生命保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。
また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

1.商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2.加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	保障内容	保険料	支払事由
新・団体定期保険	P3	P17	P5	P17	
医療保障保険(団体型)	P3	P19	P11	P19	
無配当特定疾病保障定期保険(II型)	P3	P24	P13	P14・24	

3.配当金

新・団体定期保険、医療保障保険(団体型)は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返します。
無配当特定疾病保障定期保険(II型)は、配当金はありません。

4.脱退による返戻金

新・団体定期保険、医療保障保険(団体型)、無配当特定疾病保障定期保険(II型)は、脱退(解約)による返戻金はありません。

5.引受保険会社

明治安田生命保険相互会社 本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

1.お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

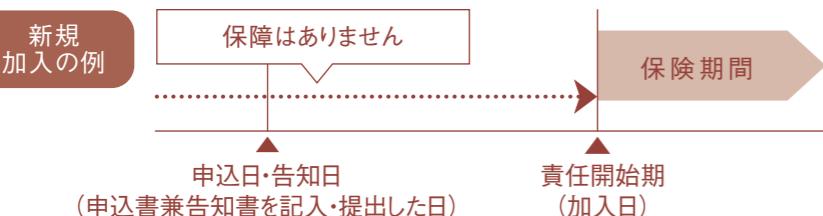
この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2.告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、そのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3.責任開始期(加入日*)

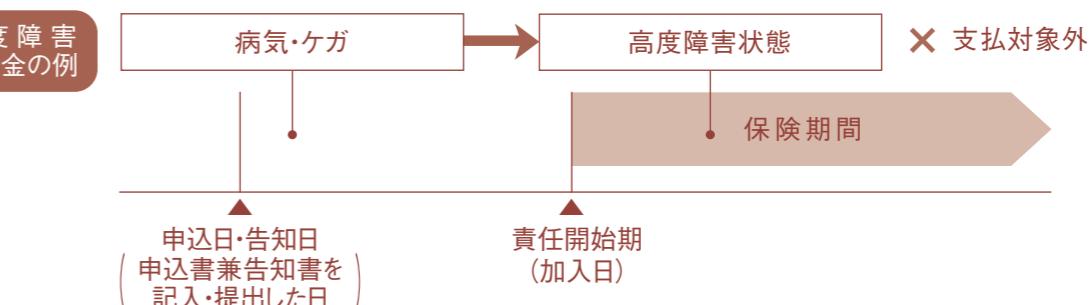
■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。



■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4.保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
■無配当特定疾病保障定期保険(II型)について、責任開始期(加入日*)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定された場合や責任等開始期(加入日*)からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。
■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
新・団体定期保険(P17)、医療保障保険(団体型)(P19)、無配当特定疾病保障定期保険(II型)(P14・24)

5.生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6.ご照会・ご相談窓口

制度内容 【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先	本パンフレット記載の団体窓口
告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先	明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く) 9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。
また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁判審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7.保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのお請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■無配当特定疾病保障定期保険(II型)については、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

総合医療サポート(医療保険)
長期療養支援 共済(精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

1.商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2.加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
医療保険	P3	P21	P11	P21
団体長期障害所得補償保険	P3	P26	P15	P26

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】4.保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

3.満期返りい金・配当金

この保険には、満期返りい金・配当金はありません。

4.脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

5.引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社

本社:東京都千代田区神田司町2-11-1

電話番号:03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1.お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

2.告知義務・通知義務等

(1)お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)

■健康状態について

お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。特に、健康状態については十分ご注意ください。

(2)お申込後にご注意いただきたいこと

■被保険者による保険契約の解除請求について

医療保険では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。

3.責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。

4.保険金をお支払いできない主な場合

■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
医療保険(P22)、団体長期障害所得補償保険(P26)

5.補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

6.保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

7.事故が起こった場合等のご連絡先

■保険金支払事由が生じた場合、就業障害が開始した場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

8.ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する 照会・相談窓口	制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。
引受損害保険会社の 苦情・相談窓口	損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。 明治安田損害保険株式会社 お客様相談室 0120-255-400 [フリーダイヤル(無料)] 【受付時間】午前9時～午後5時 (土、日、祝日および年末年始を除きます。)
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)	引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022808 [ナビダイヤル(有料)] 【受付時間】午前9時15分～午後5時 (土、日、祝日および年末年始を除きます。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

個人情報に関する取扱いについて

<家族支援共済、総合医療サポート(生保分)、職場復帰(三大疾病)サポート>

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用^(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

—死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください—

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

<長期療養支援共済、総合医療サポート(損保分)>

<契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用^(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および引受損害保険会社においてそれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp>)をご参照ください。

共通取扱

■保険期間

1年間(2022年3月1日～2023年2月末日)で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。
また、申込内容に変更のない場合は申込手続きは不要です。

それぞれの制度は、保険会社と締結した下記の各契約に基づき運営します。

生保

家族支援共済 こども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約
総合医療サポート(生保分) 短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)契約
職場復帰(三大疾病)サポート 7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(II型)契約

損保

長期療養支援共済 精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険契約
総合医療サポート(損保分) 医療保険契約

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。
*この医療保険契約には下記の特約がセットされています。

疾病手術特約、傷害手術特約、三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約

引受生命保険会社(生保分)・引受損害保険会社(損保分)

(生保) 家族支援共済、総合医療サポート(生保分)、職場復帰(三大疾病)サポート

明治安田生命保険相互会社 広域組織法人部 組織開発法人営業部

〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 TEL03-3560-5908

家族支援共済、総合医療サポート(生保分)

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

職場復帰(三大疾病)サポート

当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剩余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となります。この保険契約は剩余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

(損保) 長期療養支援共済・総合医療サポート(損保分)

引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社

取扱代理店 富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 保険サービスセンター(明治安田損害保険株式会社)
TEL:03-6300-6745

明治安田生命保険相互会社(明治安田損害保険株式会社)
TEL:03-3560-5908

「生命保険契約者保護機構」について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

詳しくは、ホームページアドレス(<https://www.seihohogo.jp/>)をご覧ください。

(健康づくりサポート) サービス提供会社:明治安田生命保険相互会社

事務委託会社:明治安田ライフプランセンター株式会社

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金・返戻金等は原則として90%まで補償されます。

退職後制度一覧

退職後、継続加入をご希望の方
(会員さまがご加入いただける退職後制度の一覧、個人扱い)

⚠ 退職後制度の加入にあたってはそれぞれの加入要件がございます

現職中

退職後

制度名	団体扱	個人扱	対象者	65歳まで	特長
家族支援共済	●		本人 配偶者 子ども ※22歳まで	①家族支援共済 (継続最高(可能)保険年齢)65歳 (満了時保険年齢66歳※1)	現職と同じ掛金体系・ 同じ保障内容
		●	本人 配偶者	②退職後家族支援共済 (継続最高(可能)保険年齢)79歳 (満了時保険年齢80歳※2)	
総合医療サポート (生保分)	●		本人 配偶者 子ども ※22歳まで	③総合医療サポート (継続最高(可能)保険年齢)65歳 (満了時保険年齢66歳※1)	現職と同じ掛金体系・ 同じ保障内容 ③と比べて手術等保障 範囲が広い
		●	本人 配偶者	④退職後総合医療サポート (継続最高(可能)保険年齢)79歳 (満了時保険年齢80歳※2)	
総合医療サポート (損保分)				継続できません	
長期療養支援共済				継続できません	
健康づくりサポート	●		本人	⑤健康づくり サポート	①③⑥のいずれかを継 続の場合、継続可能
職場復帰 (三大疾病)サポート	●		本人 配偶者	⑥職場復帰(三大疾病)サポート (継続最高(可能)保険年齢)65歳 (満了時保険年齢66歳※1)	1年更新 ⑥⑦ともに 80歳満期
		●	本人 配偶者	⑦退職後三大疾病サポート (継続最高(可能)保険年齢)79歳 (満了時保険年齢80歳※2)	

加入要件

現職中にご加入いただいている制度で団体扱・個人扱の
いずれかを選択いただけます。

例

家族支援共済ご加入の場合

①②の中から選択

※①は②と一緒に加入することはできません。

- ②の退職後家族支援共済は退職日直前まで現職制度に継続して2年以上加入している方
 - ④退職後総合医療サポート・⑦退職後三大疾病サポートについては退職日直前まで現職制度を継続している方
 - それぞれの退職後制度加入保険金額には要件があります
 - 退職後制度の詳細についてはご対象者にあらためてパンフレット等ご案内書類を送付します。
 - 記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。
- *1 ①家族支援共済、③総合医療サポート、⑥職場復帰(三大疾病)サポートの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
- *2 ②退職後家族支援共済、④退職後総合医療サポート、⑦退職後三大疾病サポートの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

詳細は下記までお問い合わせください

保険金等のご請求について

保険金等のご請求については下記までご連絡ください。

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 保険サービスセンター

Eメール : bxhoken@fujifilm.com 電話 : 03-6300-6745 内線 : 8-511-323

【受付時間:土日・祝日を除く10:00~15:00】